



2023年2月17日

各位

会社名 Chatwork 株式会社
代表者名 代表取締役兼社長 山本 正喜
執行役員 CEO
(コード：4448 東証グロース市場)
問合せ先 取締役兼執行役員 CFO 井上 直樹
ir@chatwork.com

取締役の報酬額改定および譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2023年3月29日に開催予定の当社第19期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額を改定するとともに、監査等委員会設置会社移行後の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本内容は、本株主総会で監査役設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認可決されることを条件としております。

記

1. 取締役の報酬額改定

当社の現在の取締役に対する報酬額は、2015年2月20日開催の当社第11回定時株主総会において、年額200,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）としてご承認いただいております。

この度、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の報酬枠を廃止し、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200,000千円以内（うち社外取締役は年額50,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）とし、監査等委員である取締役の報酬額を、社外取締役分も含めて年額50,000千円として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

2. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役に対し、当社グループの企業価値に対する意識向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社普通株式を用いた譲渡制限付株式を付与する報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、当社の取締役に対して下記2. (3)の定めに従って当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、本株主総会では、1. で定める当社における取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（監

査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額 120,000 千円以内(うち社外取締役は年額 20,000 千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とし、監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額 20,000 千円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

3. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行及び処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

(2) 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 116,000 株(うち社外取締役 23,200 株)、当社の監査等委員である取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 23,200 株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年間(以下「譲渡制限期間」という。)、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下「本割当株式」という。)につき、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下「譲渡制限」という。)こと。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合その他一定の事由が生じた場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた本割当株式を当然に無償で取得すること。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得すること。

③ 譲渡制限の解除

ア. 譲渡制限付株式Ⅰ

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

イ. 譲渡制限付株式Ⅱ※

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式のうち、当社の中期経営計画の業績目標である売

上高成長率等の達成度やその他の指標について当社取締役会においてあらかじめ設定した業績目標の達成度に応じて、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除すること。

ただし、ア. 及びイ. のいずれについても、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会。）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除すること。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得すること。

※「譲渡制限付株式Ⅱ」の記載については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のみが対象であり、監査等委員である取締役は対象ではありません。

以 上